

公衆浴場の設置の基準

- 1 事前指導
土木事務所（県建築住宅課、福井市建築指導課）ならびに消防署の指導を受けていること
- 2 設置距離制限（普通公衆浴場のみ）
普通公衆浴場と既存施設は350m以上離れていること。
- 3 公衆浴場基準一覧

基準条例 第4条 第1号 (換気、採光、照明、保温、清潔、入浴者の衛生基準)	普通 4条	個室 5-1	熱気室 5-2	家族 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5
イ 脱衣室、浴室に直接外気に面した開閉式の窓の設置 (適当な換気装置がある場合を除く)						
ロ 採光・照明(床面) 脱衣室、浴室、便所 150ルクス以上 下足場 300ルクス以上 廊下 75ルクス以上						
ハ 浴槽水(副浴槽を除く)は適温を保持すること			—			
ニ 脱衣室、浴室、便所、休憩室等の清潔保持 (月1回以上の消毒) 脱衣室には畳、むしろ等(これに類するもの)を敷かない						
ホ 下足場、脱衣室に保管設備の設置						
ヘ 営業中は監視人を置く		—		—		
ト 脱衣室と浴室との通路を透明なガラス戸等で仕切る		—		—		
チ 脱衣室は男女別、12.5m ² 以上		—	—	—	—	—
リ 洗い場は男女別、12.5m ² 以上		—	—	—		—
ヌ 洗い場の床、浴槽、浴室の内壁で床面から1mまでの部分、排水溝、下水溝、下水だめは耐水性材料であること						
ル 浴室は、水滴の落下を防ぐ構造とし、または設備を設ける						
ロ 洗い場には傾斜をつける。汚水が屋外の下水溝、下水だめに流出する構造にし、ふたをすること						
ワ 浴室にコックまたはシャワーを設け、湯水を十分に供給する						
カ 脱衣室または浴室内に1カ所以上の飲料水供給設備の設置とその掲示						
コ 浴槽の基準(副浴槽を除く) ・深さ 0.6m以上 ・露出部の高さ 洗場の床面から0.3m以上 (洗場、浴槽からの水が浴槽内に流入しない措置が講じられている場合は不要) ・面積 3.3m ² 以上		—	—	—		—
ク 洗場の一の給水栓と他の給水栓の中心点との間隔0.7m以上				—		
ケ 浴槽水の換水および浴槽の清掃は毎日行う (ただし、循環式浴槽と原湯が常に供給され、かつ1日当りの供給量が浴槽容量以上となるものについては1週間に1回以上)		—	—	—		

<p>ソ (浴槽水を循環させる場合の要件)</p> <p>(1) 浴槽水の循環配管にろ過器を設けること</p> <p>(2) ろ過器の一時間当りの処理能力はそのろ過器を設置する浴槽の容量以上であること</p> <p>(3) ろ過器の構造がろ材の洗浄・交換を容易にできるものであること</p> <p>(4) ろ過器およびろ材に付着した生物膜等を1週間に1回以上逆洗、その他の方法による洗浄・消毒により除去すること</p> <p>なお、ろ材に付着した生物膜等が除去できなくなった場合はろ材を交換すること</p> <p>(5) 浴槽水の循環配管に集毛器を設けること</p> <p>(6) 集毛器の清掃を毎日行うこと</p> <p>(7) 浴槽水の循環配管に付着した生物膜等を1週間に1回以上消毒を行うことにより除去すること</p> <p>(8) 浴槽水の消毒を塩素系薬剤または塩素系薬剤と同等の効果を有する方法を用いて行うこと</p> <p>(9) 消毒用薬剤の注入口または投入口をろ過器の直前の位置に設けること</p> <p>(10) 浴槽水の消毒に塩素系薬剤を用いるときの要件</p> <p>(i) 浴槽水中の遊離残留塩素濃度の測定を毎日1回以上定期的に行い、その記録を作成し、測定日から3年間保存すること</p> <p>(ii) 浴槽水中の遊離残留塩素濃度は規則第3条で定める濃度を保つこと</p> <p>(11) 循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワーに供しないこと</p>			—	—	—		
<p>ツ 原湯貯留槽は生物膜等の付着状況の点検を定期的に行い、生物膜等の付着を認めた場合は直ちに清掃および消毒を行うこと</p>			—	—	—		
<p>ネ (回収槽を設ける場合の要件)</p> <p>(1) 地下に埋設しないこと</p> <p>(2) 容易に清掃ができる構造であること</p> <p>(3) 回収槽内の湯および水の消毒設備を設けること</p> <p>(4) 回収槽の清掃および消毒を定期的に行うとともに、回収槽内の湯および水の消毒を行う</p>			—	—	—		
<p>ナ 気泡発生装置を使用する場合には、当該装置の空気取入口が土ほこりの入らない構造であること</p>			—	—	—		
<p>ラ 浴槽水、原湯その他の規則第4条で定める湯または水の水質は規則第4条で定める水質基準に適合するものであること</p>			—	—	—		
<p>ム 規則第5条で定めるところにより浴槽水の水質検査を行い、その結果を3年間保存するとともに、入浴者の見やすい場所に掲示すること</p>			—	—	—		
<p>ウ 公衆浴場ごとに従業者のなかから衛生責任者を定めること(営業者自らが衛生責任者を兼ねる場合を除く)</p>			—	—	—		
<p>エ 公衆浴場の衛生管理のための手引書を作成し、従業者にその内容を周知させること</p>			—	—	—		
<p>オ 公衆浴場の衛生管理のための点検表を作成し、衛生責任者に点検表に基づく点検を実施させ、その点検記録を点検日から3年間保存すること</p>			—	—	—		
<p>第4条 第2号 (風紀の基準)</p>	普通 4条	個室 5-1	熱気室 5-2	家族 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5	
<p>イ 10歳以上の男女を混浴させない</p>			—	—			
<p>ロ 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品をおかないこと</p>							
<p>ハ 入浴者の出入口は、男女別に区別しその掲示をする</p>			—	—	—		

ニ 脱衣室、浴室、便所等は外から見通すことができない構造とすること						
ホ 脱衣室、浴室は、男女別にし、その境界は壁を設け相互に見通すことができない構造とすること		—	—	—		
ハ 入浴者用便所は男女別に設けること		—	—	—		—
第4条 第3号 (熱気室等を設ける場合の衛生等の基準—サウナ等)	普通 4条	個室 5-1	熱気室 5-2	家族 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5
イ 熱気室等は、男女別に設けること		—	—	—		
ロ 熱気室等の床面、内壁、天井は、耐熱性の材料を用いること		—		—		
ハ 熱気室等には、掃除の際の水が完全に屋外に排出できる排水口を設けること		—		—		
ニ 熱気室等の熱気、蒸気の放出口および放熱パイプは、入浴者の身体に直接接しない構造とし、熱気室等の入浴者が接するおそれのある箇所に金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講じること		—		—		
ホ 熱気室等には、給気口および排気口を適当な位置に設けること		—		—		
ハ 熱気室等には、温度調節設備を設けること		—		—		
ト 熱気室等には、利用基準温度を表示し、温度計を備えるほか、必要に応じて湿度計を備えること		—		—		
チ 熱気室等には、室内を容易に見通すことができる窓を設けるとともに、入浴者の見やすい場所に非常用ブザーその他の通報装置を設けること。		—		—		
リ 熱気室等の採光または照明は、床面において75ルクス以上		—		—		
又 入浴者の見やすい場所に熱気室等を使用するに当たっての注意事項を表示するとともに、入浴者が熱気室等を使用している間は、その安全に注意すること		—		—		
第4条 第4号 (屋外に浴槽を設ける場合の衛生等の基準—露天風呂)	普通 4条	個室 5-1	熱気室 5-2	家族 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5
イ 浴槽水は、適温を保つこと		—		—		
ロ 浴槽およびこれに附帯する通路その他の部分は、男女別に区分し、その境界には隔壁を設け、相互に見通すことのできない構造とすること		—		—		
ハ 浴槽およびこれに附帯する通路その他の部分は、屋外から見通すことのできない構造とすること		—		—		
ニ 屋外には、洗い場を設けない		—		—		
ホ 浴槽に附帯する通路その他の部分は、脱衣室または浴室から直接出入りできる構造とすること		—		—		
ハ 浴槽およびこれに附帯する通路その他の部分は、十分な照度のあること		—		—		
ト 浴槽水を循環させる方法、原湯を常時供給する方法その他の方法により、浴槽水中の浮遊物その他の汚物を除去すること		—		—		
チ 屋外の浴槽水が屋内の浴槽に流入しない構造とすること		—		—		
第5条 第1号 (個室浴場)	普通 4条	個室 5-1	熱気室 5-2	家族 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5
ロ 個室の数 5室以上		—	—	—	—	—
ハ 個室の面積 9.9m ² 以上		—	—	—	—	—
ニ 個室の出入口の扉の適当な位置に、内部を見通すこ		—	—	—	—	—

とのできる窓を設け、扉には鍵をつけないこと						
ホ 従業者に風紀を乱すおそれのある服装または行為をさせないこと	—		—		—	—
ハ 入浴者に、風紀を乱し、またはそのおそれのある行為をさせないこと	—		—		—	—
ト 個室には、同時に2人以上の入浴者を入室させない	—		—	—	—	—
第5条 第2号 (熱気室等を有するもの、第4号に掲げるものを除く)	普通 4条	個室 5-1	熱気室 5-2	家族 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5
□ 適当な面積の洗い場を設けること	—	—		—	—	—
ハ 脱衣室、休息室の面積 各16.5m ² 以上	—	—		—	—	—
ニ 入浴者用便所を設けること	—	—		—	—	—
ホ (男女別の設備を設ける場合) (1) 第4条第2号ハ、ホおよびハに規定する基準 (2) 休息室は、男女別に区分し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことのできない構造とすること (3) 男女別に区分されたそれぞれの脱衣室および休息室の面積は、ハに規定する数値の1/2以上の面積とすること	—	—		—	—	—
ハ (浴槽を設ける場合) (1) 浴槽水は、適温を保つこと (2) 第4条第1号シからノまでに規定する基準によること (3) 洗い場での使用水、浴槽からあふれ出た水が浴槽内に流入しないための適切な措置を講ずること	—	—		—	—	—
第5条 第3号 (家族風呂) ※普通公衆浴場に併設	普通 4条	個室 5-1	熱気室 5-2	家族 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5
□ 浴室の数 2室以上	—	—	—		—	—
ハ 浴室の面積 3.3m ² 以上	—	—	—		—	—
ニ 適当な面積の脱衣室を設けること	—	—	—		—	—
ホ 入浴者用便所を設けること	—	—	—		—	—
ハ 洗い場での使用水、浴槽からあふれ出た水が浴槽内に流入しないための適切な措置を講ずること	—	—	—		—	—
第5条 第4号 (保養休養のための施設) ※いわゆるヘルスセンター	普通 4条	個室 5-1	熱気室 5-2	家族 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5
□ 脱衣室は男女別に区分 面積 各16.5m ² 以上	—	—	—	—		—
ハ 浴場内の休息室の面積 3.3m ² 以上	—	—	—	—		—
第5条 第5号 (その他)	普通 4条	個室 5-1	熱気室 5-2	家族 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5
□ 適当な面積の脱衣室、洗い場、浴槽を男女別に設けること	—	—	—	—	—	
ハ 入浴者用便所を設けること	—	—	—	—	—	
ニ 洗い場での使用水、浴槽からあふれ出た水が浴槽内に流入しないための適切な措置を講ずること	—	—	—	—	—	
基準条例施行規則 第2条 (衛生等の基準)	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	家族 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5
1 浴槽の湯は、常に満ちているようにすること		—		—		
2 脱衣室および浴室には、くず入れおよび使用済のかみそりを廃棄するための容器を備えること						
3 入浴者にタオル、くし、ヘアブラシその他入浴者の						

身体に直接使用される物を貸与しないこと（入浴者一人が使用することに消毒する場合を除く）						
4 洗い場には、適当な数の浴用容器および腰掛台を備えること						
5 入浴者用便所には、流水式の手洗い設備を設けること						
6 浴槽の湯は、使用のたび取り換えること	—		—		—	—
7 （電気浴器を設ける場合） 電気設備に関する技術基準を定める省令第77条* に規定する基準に適合していること						
8 （電気浴器を設ける場合） 入浴者の見やすい場所に入浴上の注意を掲示し、電気浴器の使用中は、入浴者の安全に注意すること						
9 入浴者の見やすい場所に、入浴するに当たっての注意事項を表示すること						
10 （洗濯機を設置し入浴者に使用させる場合） 専用の排水口を設けること						
11 （乾燥機を設置し入浴者に使用させる場合） 水蒸気、燃焼ガス等を屋外に排出できる構造にすること						
12 入浴者が利用する娯楽室、マッサージ室、アスレチック室等を設ける場合には、入浴施設と明確に区分すること						

※ 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)

第77条 電気浴器（浴槽の両端に板状の電極を設け、その電極相互間に微弱な交流電圧を加えて入浴者に電氣的刺激を与える装置をいう。）又は銀イオン殺菌装置（浴槽内に電極を収納したイオン発生器を設け、その電極相互間に微弱な直流電圧を加えて銀イオンを発生させ、これにより殺菌する装置をいう。）は、第59条の規定にかかわらず、感電による人体への危害又は火災のおそれがない場合に限り、施設することができる。

第59条 電気使用場所に施設する電気機械器具は、充電部の露出がなく、かつ、人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがある発熱がないように施設しなければならない。ただし、電気機械器具を使用するために充電部の露出又は発熱体の施設が必要不可欠である場合であって、感電その他人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

基準条例施行規則 第3条 (遊離残留塩素濃度の基準)	
条例第4条第1号ソ(10)(ii)の規則で定める濃度は、1リットル中に0.2ミリグラムから0.4ミリグラムとする	
基準条例施行規則 第4条 (原水、原湯、上がり用湯、上がり用水、浴槽水、飲料水の水質基準)	
1 原水、原湯、上がり用湯および上がり用水	
色度	5度を超えないこと
濁度	2度を超えないこと
水素イオン濃度	pH5.8～8.6
過マンガン酸カリウム消費量	10mg/ℓを超えないこと
大腸菌群	50ml中に検出されないこと
レジオネラ属菌	10CFU/100ml未満
2 浴槽水	
濁度	5度を超えないこと
過マンガン酸カリウム消費量	25mg/ℓを超えないこと
大腸菌群	1mlにつき1個を超えないこと
レジオネラ属菌	10CFU/100ml未満
3 飲料水	
水道法第4条に規定する基準に適合していること	

基準条例施行規則 第5条 (水質検査)				
浴槽の種類別	毎日換水が行われている浴槽	循環式浴槽以外の浴槽で常に原湯が浴槽に供給され、なおかつその一日当りの供給量が浴槽容量以上のもの	循環式浴槽（毎日換水が行われている浴槽を除く）	
消毒の方法			塩素系薬剤による方法	塩素系薬剤による方法以外の方法
検査頻度	1年に1回以上	1年に1回以上	6ヶ月に1回以上 (気泡発生装置を使用する場合はレジオネラ属菌のみ3月に1回以上)	3ヶ月に1回以上

参考 入浴料金の統制額（普通公衆浴場のみ）

平成26年11月20日施行

区分	大人 (12歳以上)	中人 (6歳以上12歳未満)	小人 (6歳未満)	適用地域
金額 (1人につき)	430円	150円	60円	県下全域